

## 協議事項（2）

気象警報・インフルエンザ等に伴う突発的な学校休業等における給食費について

### 現況及び課題

給食資材は一般的に前月において一括発注を行うため、原則として野菜や肉類などに関しては発注後のキャンセルができません。

また、主食の米飯・パン・麺類及び牛乳については、2営業日前が最終更正日となっているため、それ以降のキャンセルはできません。

従って、一般的な台風や集中豪雨による突発的な学校休業については、ほとんど対応できないため、多額の支出が発生します。

一方、牛乳については賞味期限が長いことから、先送りで使用し、以降の発注分で調整を行うよう対応しています。また、納豆やデザートで翌日配布できるものについては、食品ロスとならないようにしています。

現在、本市では配食しなかった日における給食費は徴収していませんが、当然ながら食材費の支出は発生し、それは保護者の負担であることに変わりありません。

従って、学校休業で廃棄した食材費も徴収した給食費から賄われることになるため、一食あたりの給食費が圧迫される状況にあり、これは学校給食の安定供給の面での課題点となっています。

なお、近隣四市では、全ての市において、台風等による学校休業日における給食費を徴収しているとのことです。

### 令和4年度以降の取組み

学校給食の安定供給の観点及び学校給食法第11条2項の原則に基づき、突発的な学校休業（一部休業の場合を含む）に対しては、次に示すとおり給食費を徴収する方向で調整を図ります。

### 新たに徴収の対象とする範囲

原則として、本市の公立小中学校において、給食の実施当日若しくは前日に学校休業（学年・学級閉鎖等を含む）を決定した場合においては、摂食の有無を問わず一律で給食費の徴収を行いたいと考えていますが、2営業日以前に学校休業を決定した場合においては徴収の対象とはしないものとします。（主食・牛乳のキャンセルができるため、影響が少ない）

### 給食センターでの取組み

学校休業の決定があった場合においては、速やかに全ての食材納入業者に対し「食材キャンセルの可否」について問合せを行うとともに、納入されることとなった食材の内、牛乳については賞味期限の範囲内で利用するよう調整を図り、その分について後日分でキャンセルを行います。

デザート、納豆等については、賞味期限の範囲内で後日配食することとし、食品ロスの削減に努めます。